

美浜町スポーツまちづくり支援業務仕様書

1 業務名称

美浜町スポーツまちづくり支援業務

2 業務場所

美浜町役場及び美浜町地内

3 業務内容

人口減少・少子高齢化の急速な進行や新型コロナウイルス感染症などにより、まちづくりを進めていくうえで大きな転換期を迎えている本町において、まちづくりの原動力となる町全体の活性化を図るためには、定住人口・移住人口はもとより、地域資源を活用した都市部との交流人口・関係人口の増加に向けた施策に取り組むことが急務となっている。

本町では、交流人口・関係人口の増加と消費拡大による地域経済の活性化を図るため、名鉄知多奥田駅前に美浜町運動公園を整備しており、これを契機として運動公園を核にスポーツと健康・福祉・教育・経済を連動させたまちづくりに取り組むとともに、運動公園のみならず町内の多様な地域資源を最大限に活用し、町全体で「スポーツを核としたまちづくり（以下「スポーツまちづくり」という。）」を推し進め、スポーツ庁の第3期スポーツ基本計画において示されている「スポーツによる地方創生、まちづくり」の実現を目指している。

こうした方針を踏まえ、本業務はスポーツまちづくりの実現に向けた取り組みをより具体的なものとするため、町内のあらゆる地域資源を活用した上記の方針に資する事業の開発・実証や、域外来訪者の受け入れ体制の検討を行うとともに、同方針に基づく施策を着実に実施できる体制の整備を行うものである。

詳細な業務内容は、以下のとおり。

(1) スポーツまちづくり事業主体の組織に向けた体制の整備

- ・スポーツまちづくりの中心かつ推進役となる、地域自身によって運営する持続可能な事業主体の組織に向けて、運営方針、運営体制、事業計画等の組織体制の整備に対するアドバイスや提案、支援を行う。
- ・事業主体におけるスポーツまちづくりに資するプログラム等の自主事業や美浜町運動公園等の施設管理運営の実施に向けて、組織運営や事業推進の核となる人材の確保および育成を行う。

(2) 地域資源を活用したスポーツまちづくりに資する事業の開発および実証

- ・住民生活の質や満足度の向上に資するスポーツ・ヘルスケアプログラムの開発および実証を行うとともに、継続して実施できる仕組みを構築する。
- ・本町の特長や地域資源とスポーツを組み合わせた域外来訪者向けコンテンツの開発に向け、実施可能なアクティビティの調査や分析を行うとともに、その結果を踏まえたプレ実証イベントを行う。

(3) 域外来訪者の受け入れ・おもてなし体制の構築に向けた調査および企画立案

- ・スポーツ合宿、大会等の受け入れ・おもてなし体制の構築や戦略的な誘致・営業活動に向け、ニーズ調査やシーズ調査を行う。
- ・町内事業者の受け入れ体制やおもてなし意識の向上に資する講習会等を行う。

(4) スポーツまちづくりの実現や「スポーツの町」のブランディングに向けた機運醸成に係る事業の実施

- ・機運醸成を図り、町民や関係者間におけるスポーツまちづくりへの意識の共有を促進するための事業やイベントを行う。

(5) みはまスポーツまちづくり推進室等に対する助言提案

- ・本町と日本福祉大学が共同で設置する「みはまスポーツまちづくり推進室」やスポーツまちづくり事業に関わる関係団体等に対して、専門的立場からの情報提供等による助言や俯瞰的な立場による意見調整等を行うとともに、推進室や関係団体等が取り組む施策をより持続的かつ実現可能なものとするため、実情に即した提案やアドバイス等を行う。

(6) 町内外への情報発信

- ・スポーツまちづくりの実現に向けた取り組みなどの町内外への周知を図る効果的な情報発信において支援を行う。

(7) その他委託者が必要と認める業務

(8) 前記(1)から(7)までの業務内容の実施についてまとめた報告書の作成

4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

なお、本業務は単年度ごとに契約を締結し、その年度ごとに業務を実施する予定としているが、本町が作成し内閣総理大臣が認定したスポーツを核としたまちづくり事業に係る地域再生計画に基づき、令和7年度までの継続した業務の実施を想定していることから、そのことを考慮したうえで本業務を実施すること。

5 業務の実施体制

本業務の実施に当たっては、十分な知識と経験を有する担当者を配置し、町関係課やみはまスポーツまちづくり推進室の職員等と連携して業務を実施できるよう適正な人員と体制を整えとともに、組織的にフォローアップできる体制を構築すること。

6 提出書類

受託者は、本業務の着手および完了に当たって、以下の書類を委託者に提出すること。

(1) 業務計画書

受託者は、契約を締結した日から14日以内に本仕様書に基づいて業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(2) 実績報告書

受託者は、本業務を完了したときは、実績報告書を委託者に提出すること。

提出物は、以下のとおりとする。

ア 実績報告書	1部
イ 実績報告書のデータを入力したCD-R	1式

(3) その他委託者が必要と認めた資料

受託者は、前記(1)および(2)に定めのない資料等の提出を委託者から求められた場合は、委託者と協議の上、別途作成し提出すること。また、委託者からの求めに応じて証拠書類の提出を行うこと。

7 業務委託料の請求および支払い

本業務に係る委託料は、美浜町契約規則（平成11年美浜町規則第21号）の規定に基づき、支払うものとする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施に係る資料の収集、資料の整理、取材、撮影等については、受託者が行うこと。ただし、本業務にとって有益と認められる本町が所有する資料、報告書その他関連資料については、別途協議の上、委託者から受託者へ提供するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務において生じた損害および第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、全て受託者の責任により解決するものとし、受託者がその費用（損害に係る費用および損害の賠償額）を負担すること。
- (6) 受託者は、業務上発生した障害や事故について、その大小に関わらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 受託者は、本業務を実施するうえで知り得た情報について、本業務の目的以外の利用や第三者への提供等を行ってはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および個人情報等の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。
- (9) 本業務により作成された成果品およびその過程のデータ（以下「成果品等」という。）の所有権は本町に帰属するものとし、受託者は本町の承諾なく成果品等を第三者に閲覧させ、複写させ、譲渡し、または公表してはならない。
- (10) 本仕様書および契約書に定めのない事項が発生した場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。